

施設名:安中市健康増進施設恵みの湯

No.	質問	回答
1	割引補充分(割引補填分)について 割引補充分は新しい指定管理期間も実施と考えてよいか？	説明会時に提示しました、指定管理者収支状況における収入の部、割引補填分につきましては、恵みの湯指定管理者募集要項(以下、要項という。)4. 管理の基準(6)市民還元策と(7)招待券で行政運営上必要な割引をしております。 要項 5.管理運営に伴う経理等(2)利用料金制 ②において、「割引券及び招待券により減額された利用料金は市が補てんするものとする。」としており、新しい指定管理期間も実施します。
2	屋上利用について 屋上利用における制限(火器厳禁など)ありますか？	屋上のスカイラウンジにつきましては、水道設備が散水栓のみとなっております。このため、飲食サービスや火気器具等の使用を伴う利用は制限されております。
3	施設内のサービスについて(要項1ページ) 施設内のみではなく施設を最大限に利用し施設外での住民サービスは利用可能ですか？	恵みの湯の設置の趣旨を念頭に、効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費削減を図っていただくため指定管理者制度を適用し指定管理者を公募しております。 施設外での住民サービスは、その内容により可否が検討されます。
4	市からの利用者に対する補助に関して(要項5ページ) 市からの利用者に対する補助(1世帯、熟年割引、招待券、ポイントカードなど)は来年度以降も3年間継続と認識してよいか？	No.1で回答のとおり、継続して実施します。
5	市民からの意見(要項15ページ12行) 市民から市に対して健康増進施設として実施してほしいことについて意見があれば教えてください	指定管理者が利用度満足度調査を実施し、市にその結果の報告がございます。この中に業務改善などの意見はありますが、指定管理者がズンバ教室など多彩な自主事業を実施しており、健康増進施設として実施してほしいといった意見につきましてはありませんでした。
6	利用者からの要望(要項7ページ31行) 当該施設の利用者から要望があがっているサービスや装備品があれば教えてください	指定管理者は、利用者からの要望等があったとき、これを記録し管理運営に反映させる体制をとっております。 これまで、利用者から入浴等利用に関する要望等は適時適切に対応したとの報告を受け、また、装備品につきましては浴室内手荷物置き場など要望があり対応しております。